

## 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会について

## 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

## (1) 計画の根拠

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられている。

この2つの計画は、各法において「一体のものとして策定」することが定められており、高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、2つの計画を合わせた総合的な計画として策定する。

## (2) 計画期間

令和6年度から令和8年度まで

## 2 計画の策定体制

## (1) 策定委員会（市民会議 22人）

## ① 構成

学識経験者 3人

保健・福祉・介護・医療関係者 14人

その他市長が必要と認める者（地域住民等）5人（うち公募市民2人）

## ② 所掌事務

徳島市が令和5年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関し、広く市民の意見を求めるため設置。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について検討し、策定された計画について評価を実施する。

## (2) 策定会議（24人）

## ① 構成

会長 1人（健康福祉部長）

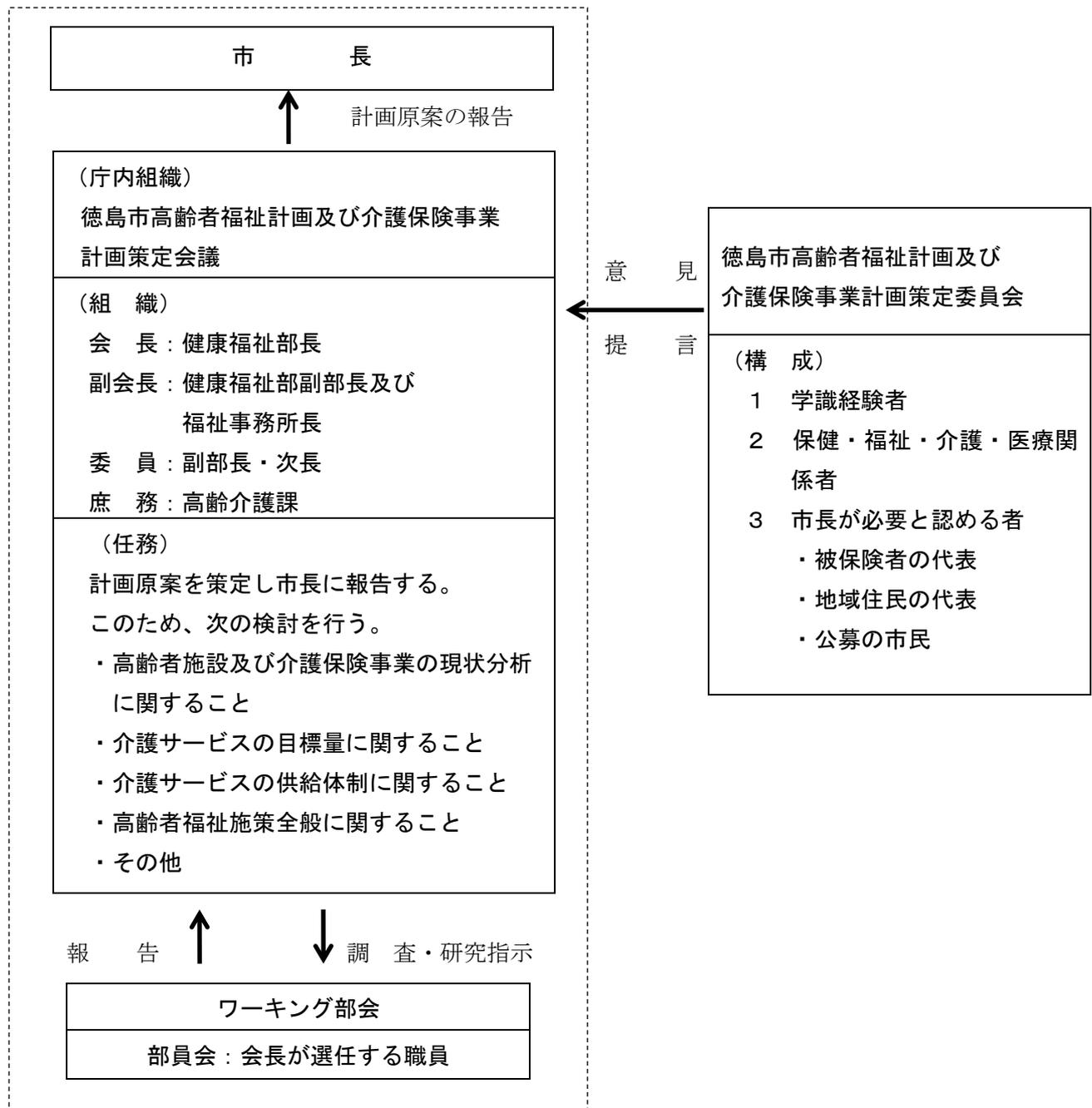
副会長 2人（健康福祉部副部長、福祉事務所長）

委員 21人（副部長・次長）

## ② 任務

令和6年度から計画期間の始まる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するための庁内組織として設置。被保険者等の保健・福祉ニーズの把握及び高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について調査、検討する。

<徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定体制>



3 計画のスケジュール(予定)

時 期	項 目
令和5年 7月	第1回策定会議及び策定委員会開催
10月	第2回策定会議及び策定委員会開催
11月下旬	12月議会で素案・パブリックコメント実施報告
12月中旬	パブリックコメント実施
令和6年 1月下旬	第3回策定会議及び策定委員会開催
2月下旬	3月議会事前委員会でパブコメ結果及び計画案報告

## 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市が策定する令和6年度から令和8年度を計画期間とする高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「計画」という。）について、優れた識見を有する者等から広く意見を求めるため、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に向けて検討すること。
- (2) 策定された計画について評価を実施すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25名以内で構成し、委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・介護・医療関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者の区分ごとの委員数及びその選定方法については、別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議の議事は、委員の過半数が審議に参加したうえで、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 書面による審議における議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加したうえで、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、令和8年3月31日までとし、補欠の委員の任期も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部高齢介護課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員

(50音順、敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
池 添 純 子	徳島文理大学人間生活学部准教授	
岩 朝 晃 男	徳島市シニアクラブ連合会会長	
鶯 春 夫	徳島県理学療法士会会長	
大 下 直 樹	認知症の人と家族の会徳島県支部代表	
岡 久 玲 子	徳島大学保健科学研究科教授	
加 地 司	徳島市薬剤師会会長	
兼 松 義 典	徳島市歯科医師会専務理事	
神 出 桜	公募委員	
佐 藤 純 子	徳島県東部保健福祉局徳島保健所所長	
島 田 和 男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
高 橋 啓 子	四国大学生生活科学部教授	
田 蒔 正 治	徳島西医師会会長	
手 束 直 胤	日本認知症グループホーム協会徳島県支部支部長	
豊 田 健 二	徳島市医師会常任理事	
長 倉 和 枝	徳島市民生委員児童委員協議会副会長	
野 口 詠 司	徳島市地域包括支援センター管理者	
橋 本 美 香	徳島県介護支援専門員協会理事	
藤 田 稔 夫	徳島市社会福祉協議会常務理事	
邊見知恵子	徳島県看護協会統括	
宮 生 仁 美	公募委員	
山 本 雅 敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長	
吉 田 光 子	徳島県老人福祉施設協議会副会長	

## 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 令和6年度から令和8年度を計画期間とする高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたり、庁内に徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について調査、検討し、市長に報告する。

- (1) 被保険者等の保健・福祉ニーズの把握に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部副部長及び福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員は、各部等の副部長級をもって充てる。

### (職務)

第4条 会長は、策定会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 策定会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (ワーキング部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、策定会議にワーキング部会を設置することができる。

- 2 ワーキング部会は、会長が選任するメンバーをもって構成し、策定会議の指示を調査研究する。

### (庶務)

第7条 策定会議の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

### (必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	竹 原 義 典	健康福祉部長
副会長	八 幡 建 志	健康福祉部副部長
副会長	大久保 達人	健康福祉部副部長兼福祉事務所長
委 員	上 田 誠 吾	企画政策部副部長
委 員	森 口 泰 治	総務部副部長
委 員	青 木 啓 二	総務部副部長
委 員	青 木 英 樹	財政部副部長
委 員	服 部 弘 典	税務事務所長
委 員	田 村 茂 生	市民文化部副部長
委 員	吉 田 高 志	環境部副部長
委 員	三 好 一 文	子ども未来部副部長
委 員	勝 浦 里 美	経済部副部長
委 員	谷 口 出 穂	経済部副部長
委 員	久 米 健 仁	都市建設部副部長
委 員	栗飯原 史朗	都市建設部副部長
委 員	吉 田 浩 章	危機管理局次長
委 員	柳 澤 延 昭	消防局次長
委 員	松 本 弘 之	消防局次長兼東消防署長
委 員	建 島 美 穂	会計管理者
委 員	田 村 康 治	教育次長
委 員	伊 東 晶 之	教育次長
委 員	森 憲 二	上下水道局次長
委 員	日 下 正 和	交通局次長
委 員	高 島 浩 規	病院局次長兼市民病院事務部事務長